

# G4 サステナビリティ・ レポートイング・ ガイドライン



Global  
Reporting  
Initiative™

報告原則および  
標準開示項目

# 目次

<b>序文</b>	3
↓	
<b>1. GRIサステナビリティ・レポートイング・ガイドラインの目的</b>	5
↓	
<b>2. 本ガイドラインの使い方</b>	
2.1 本ガイドラインについて	7
2.2 本ガイドラインを使ってサステナビリティ報告書を作成する:作成手順	7
2.3 報告書発行の通知	9
↓	
<b>3. 本ガイドラインに「準拠」して サステナビリティ報告書を作成する際に 適用すべき基準</b>	
3.1 基準について	11
3.2 他の媒体からの引用による 標準開示項目の報告	13
3.3 本ガイドラインに「準拠」して 報告書を作成する際の留意事項	13
3.4 本ガイドラインに「準拠」せず 作成した報告書における留意事項	14
3.5 G4ガイドラインへの移行	14
↓	
<b>4. 報告原則</b>	16
4.1 報告内容に関する原則	16
4.2 報告品質に関する原則	17
↓	

<b>5. 標準開示項目</b>	20
5.1 一般標準開示項目	24
戦略および分析	24
組織のプロフィール	25
特定されたマテリアルな側面とパウンダー	28
ステークホルダー・エンゲージメント	29
報告書のプロフィール	30
ガバナンス	36
倫理と誠実性	41
5.2 特定標準開示項目	43
マネジメント手法の開示項目に関する手引き	45
指標	47
・カテゴリー:経済	48
・カテゴリー:環境	52
・カテゴリー:社会	63
- サブカテゴリー:労働慣行と ディーセント・ワーク	63
- サブカテゴリー:人権	69
- サブカテゴリー:社会	74
- サブカテゴリー:製品責任	78
↓	
<b>6. クイックリンク</b>	
6.1 統合報告とサステナビリティ報告の関連性	83
6.2 外部保証について	83
6.3 サプライチェーンに関する 標準開示項目	84
6.4 戦略、リスクと機会に関する 標準開示項目	84
6.5 セクター開示項目	85
6.6 「国連グローバル・コンパクトの 10原則(2000年)」との関連性	85
6.7 「OECD多国籍企業行動指針 (2011年)」との関連性	86
6.8 国連「ビジネスと人権に関する指導原則 (2011年)」との関連性	87
6.9 報告内容確定のためのプロセス—概要	88
↓	
<b>7. 主要用語の定義</b>	90